

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 除名処分等の公表及び通知に関する規則

平成 19 年 6 月 16 日制定

平成 22 年 6 月 19 日改正

(目 的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「本法人」という）が推進する高齢者・障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に関する事業に対する国民の信頼を確保するため、本法人の正会員及び賛助会員に関する除名処分等の公表及び家庭裁判所等に通知するための必要な事項を定め、もって運用の適正を確保することを目的とする。

(除名処分の公表)

第 2 条 理事長は、正会員に対し定款第 9 条の除名処分がなされた場合、次の各号に定める事項を公表する。ただし、公表に際しては、当該正会員以外の個人、団体等を特定することが可能な情報等は公表してはならない。

- (1) 所属支部及び氏名又は司法書士法人の名称並びに事務所（司法書士法人の場合は主たる事務所及び従たる事務所）の所在地
- (2) 除名の理由

(登載名簿からの特別削除の公表)

第 3 条 理事長は、正会員に対し定款第 5 7 条第 1 項に基づく後見人候補者名簿又は定款第 6 0 条に基づく後見監督人候補者名簿（以下「各名簿」という）からの削除がなされた場合、次の各号に定める事項を公表する。ただし、公表に際しては、当該正会員以外の個人、団体等を特定することが可能な情報等は公表してはならない。

- (1) 当該正会員の所属支部及び氏名又は司法書士法人の名称並びに事務所（司法書士法人の場合は主たる事務所及び従たる事務所）の所在地
- (2) 削除した登載名簿の種類
- (3) 削除した理由

(公表の方法)

第 4 条 理事長は、第 2 条の情報について、本法人が発行する正会員向けの会報及び本法人が運営するインターネット上のホームページに掲載して公表する。

2 理事長は、前条の情報について、本法人が発行する正会員向けの会報に掲載して公表

する。

- 3 理事長は、前各項に規定するほか、理事会において適切と認める方法により公表することができる。

(公表の期間)

第5条 前条第1項の公表期間は、除名の日から1年とする。

(家庭裁判所等への通知)

第6条 理事長は、正会員に対し定款第9条の除名処分がなされた場合、当該正会員が登録されている各名簿を提出した家庭裁判所その他の関係家庭裁判所（以下「関係家庭裁判所」という）及び当該正会員が受任しているすべての成年後見業務の関係者のうち理事会において定めた者に対し、第2条(1)に定める事項を通知する。ただし、関係家庭裁判所に対しては、同条(2)に定める事項及びその疎明資料の全部又は一部を提供することができる。

- 2 理事長は、正会員に対し定款第57条第1項又は定款第60条に基づく各名簿からの削除がなされた場合、関係家庭裁判所及び当該正会員が受任しているすべての成年後見業務の関係者のうち理事会において定めた者に対し、第3条(1)及び(2)に定める事項を通知する。ただし、関係家庭裁判所に対しては、同条(3)に定める事項及びその疎明資料の全部又は一部を提供することができる。

(理事会への委任)

第7条 この規則の運営に関し必要な事項は、理事会において別途定める。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、社員総会の決議による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年6月17日から施行する。

(施行期日)

- 1 この改正規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。